

熱中症対策の推進のための 法制度等について

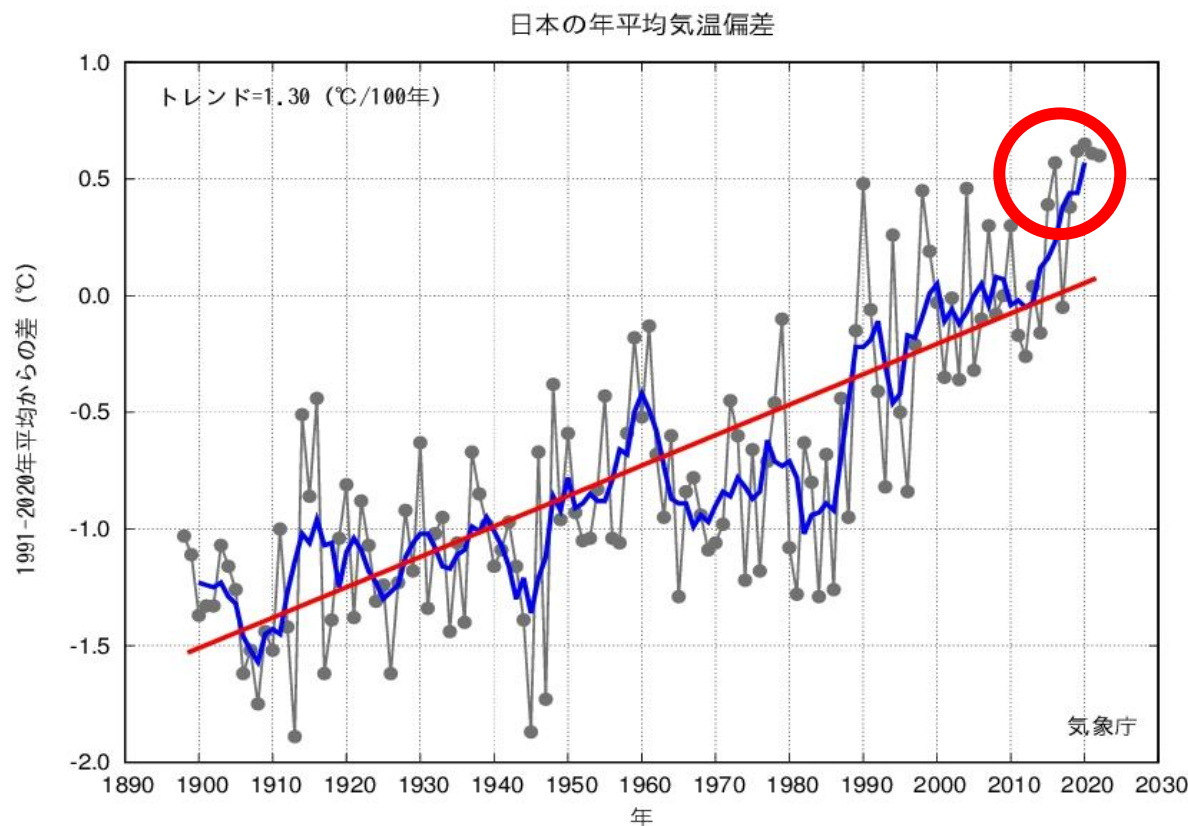
令和5年10月3日
大臣官房環境保健部
環境安全課
坂本和嘉子

地球温暖化に伴う国内の年平均気温の上昇

- ◆国内における年平均気温は**100年当たり1.30℃の割合で上昇**。
- ◆1898年の統計開始以降、**直近4年がトップ4**。

【正偏差が大きかった年（1～5位）】

1位：2020年（+0.65℃）、2位：2019年（+0.62℃）、3位：2021年（+0.61℃）、
4位：2022年（+0.60℃）、5位：2016年（+0.58℃）

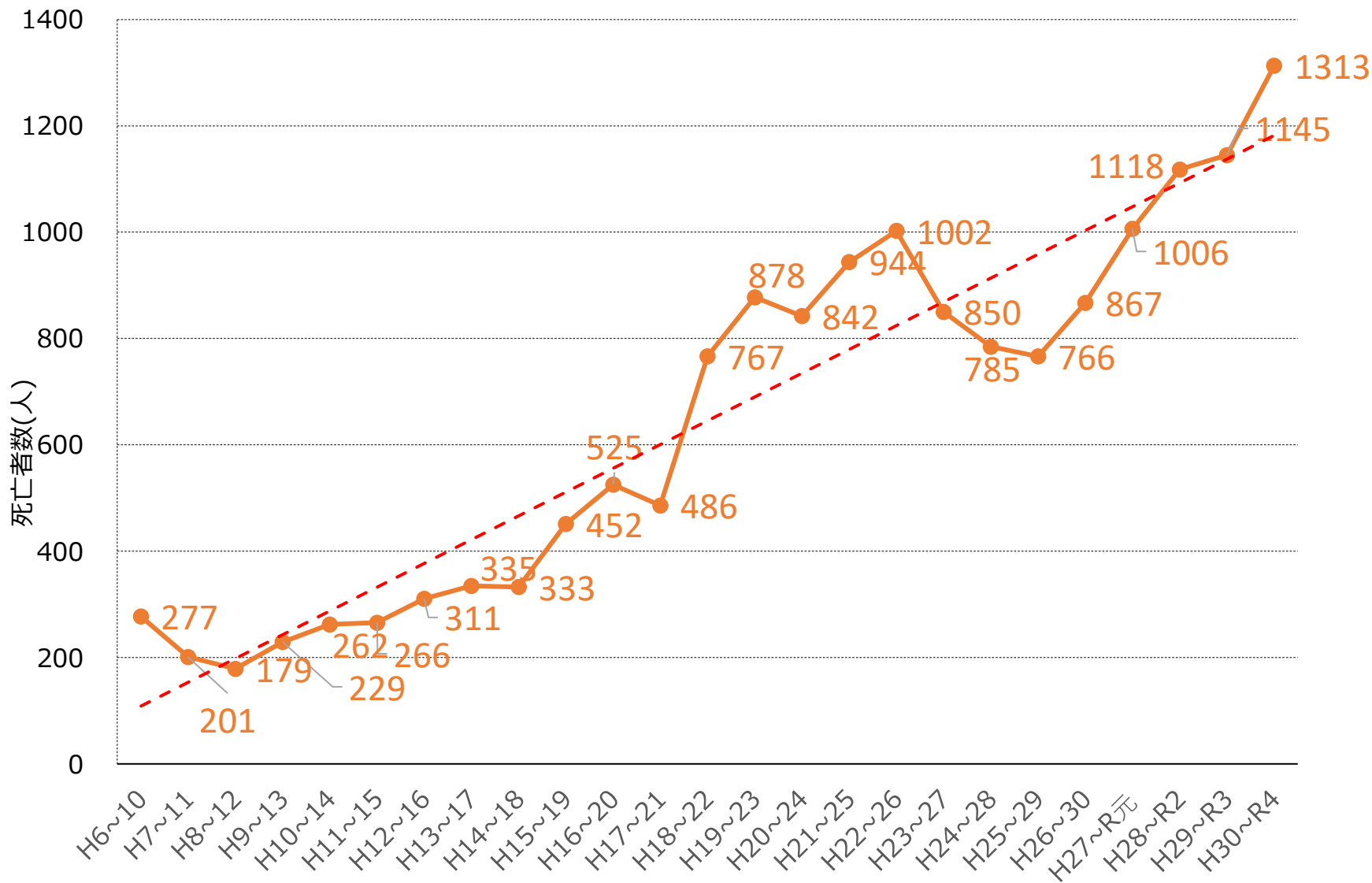


細線（黒）：各年の平均気温の基準値からの偏差、太線（青）：偏差の5年移動平均値、直線（赤）：長期変化傾向。

基準値は1991～2020年の30年平均値。

出典：気象庁 日本の年平均気温

熱中症死亡者（5年移動平均）の推移



H：平成 R：令和

出典：人口動態統計より環境省作成

自然災害及び熱中症による死亡者数

	自然災害（※1）	熱中症（※2）
2017年	129人	635人
2018年	452人	1,581人
2019年	159人	1,224人
2020年	128人	1,528人
2021年	150人	755人
2022年	26人	1,477人

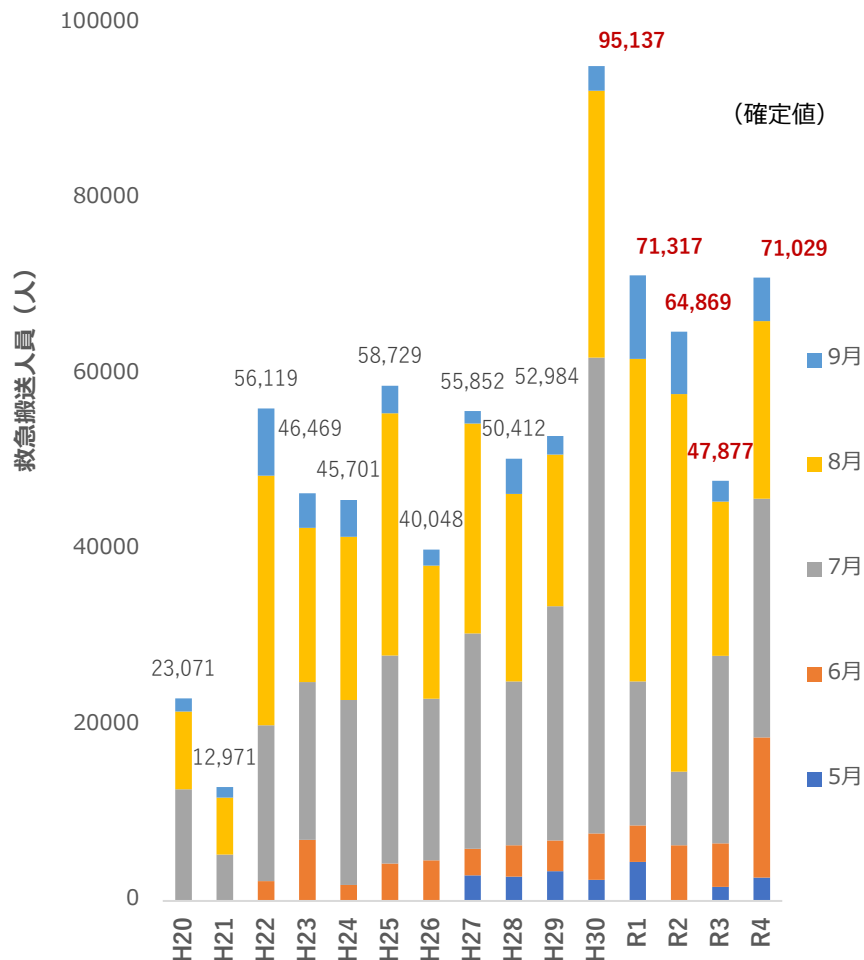
※1 令和5年度防災白書より（行方不明者含む）

※2 人口動態統計より（2022年は概数）

(参考) 熱中症による救急搬送者、死亡者の状況

熱中症による救急搬送人員の状況

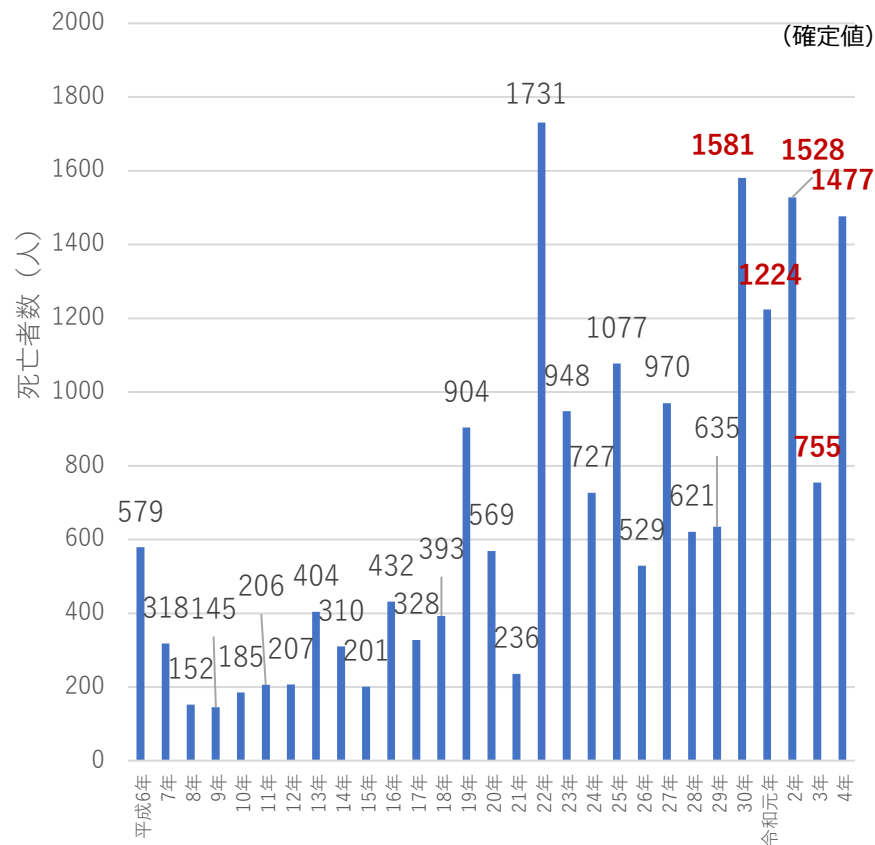
近年、搬送人員は **4万～7万人前後で推移**



出典：消防庁 (<https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/post3.html>)

熱中症による死亡者の状況

平成30年以降、令和3年を除いて **1,000人を超えている**



出典：人口動態統計 (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1.html>)

(参考) 令和4年度夏の熱中症死亡者の状況 (東京都監察医務院のデータより)

東京都23区における熱中症死亡者206人の死体検案結果

(令和4年10月31日時点までの速報値)

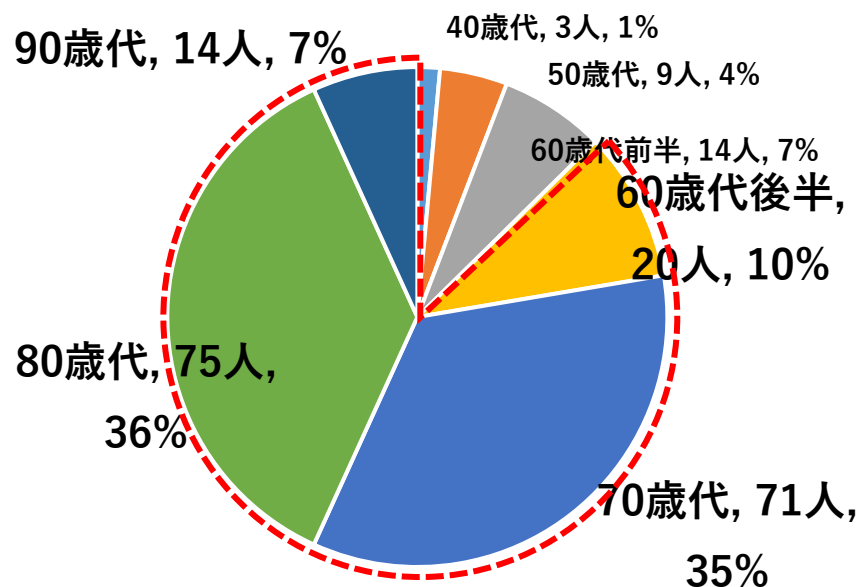
死亡者(206人)のうち

- ・ **8割以上は高齢者** (65歳以上の)

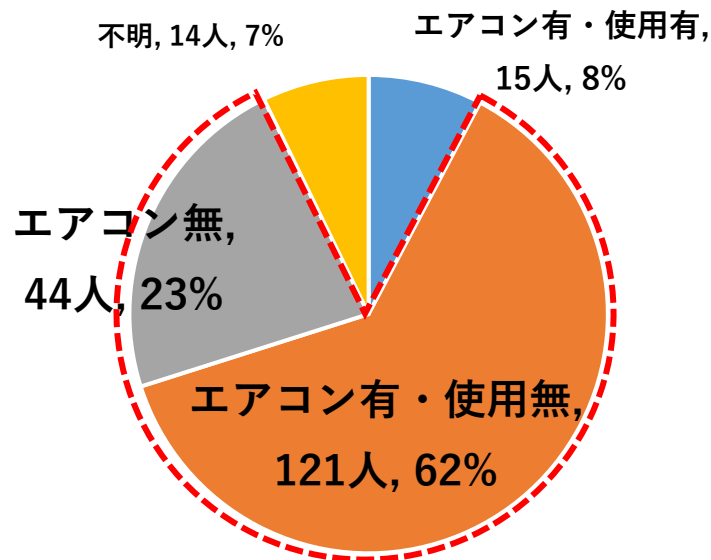
屋内での死亡者(194人)のうち

- ・ **約9割がエアコン不利用等**
(「エアコンを使用していない(62%)」又は「エアコンを所有していなかった(23%)」)

年齢別

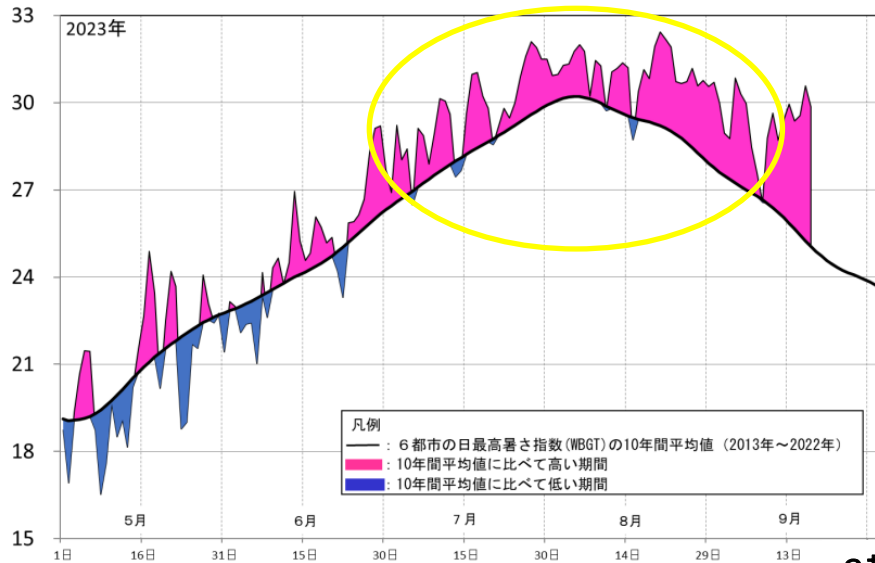


エアコン設置有無・使用状況別



令和5年夏の状況

6都市の日最高暑さ指数(WBGT)の平均値



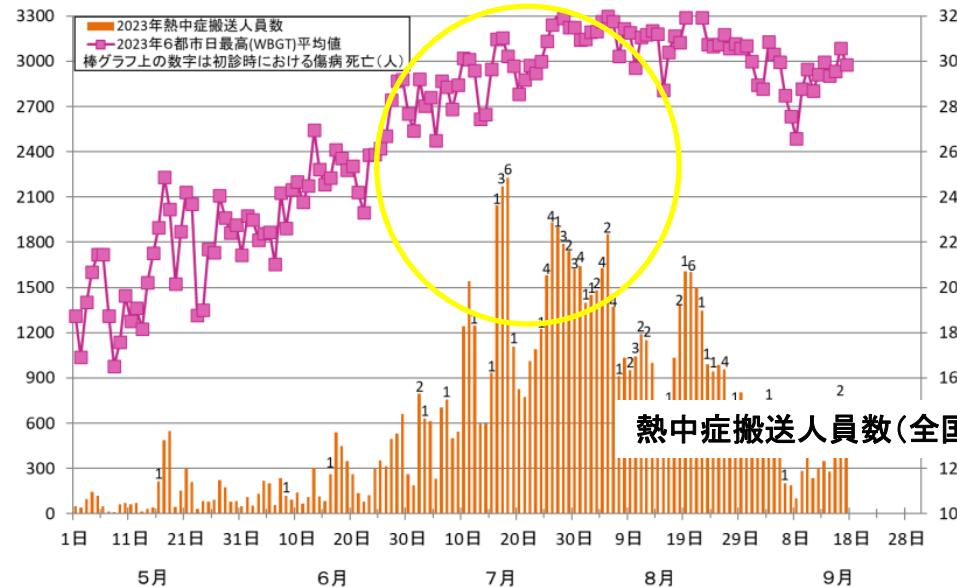
熱中症警戒アラート発表回数: **1230回**

(全国延べ回数、2023年9月26日までの速報値)

- 今年は特に7月以降、例年に比べ、暑さ指数が高い日が多かった。

6都市: 東京都、大阪市、名古屋市
新潟市、広島市、福岡市

6都市の日最高暑さ指数(WBGT)の平均値



熱中症搬送人員数(全国、人): 消防庁

※両表とも2023年9月17日までの速報値

出典: 環境省熱中症予防情報サイト> 全国の暑さ指数> 暑さ指数と熱中症救急搬送者数速報

https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_report.php

2021年6月に発生したカナダの熱波の概要

【発生地域】 カナダ (ブリティッシュ・コロンビア州)

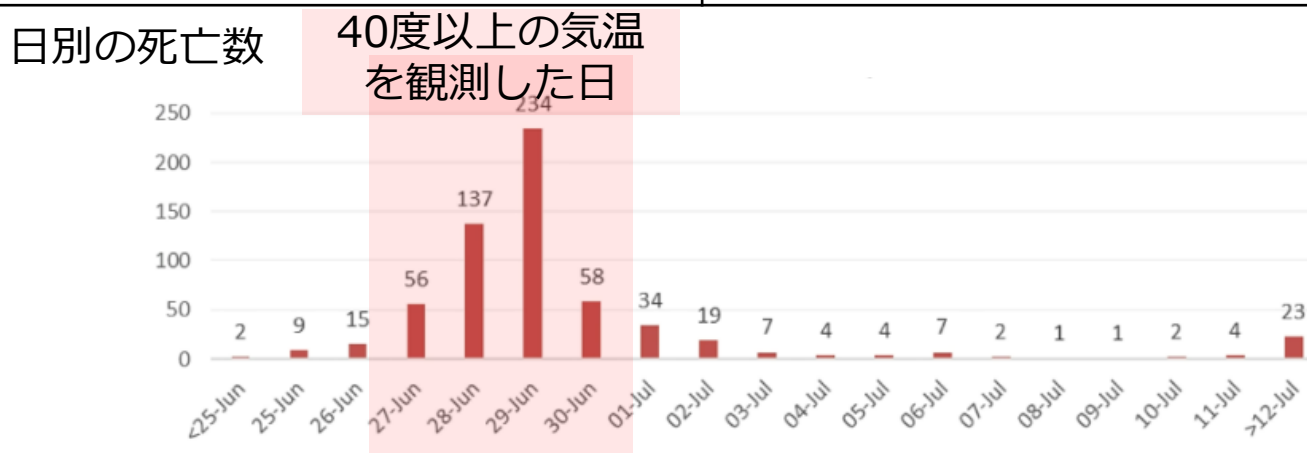
【最高気温】 **49.6度**を記録 (6月29日 リットン村※)

(※) 北緯50度13分52秒 (宗谷岬:北緯45度31分21秒)
6月の平均最高気温 (1981-2010年) **24.3 度**

出典: Environment Canada

【死亡数】

熱波発生による死亡数 ブリティッシュ・コロンビア州 (人口 500万人)	
熱中症による死亡数	一週間あたりの死亡数 (6月25日~7月1日) (※1より集計)
619人 (1万人あたり1.23人)	543人 (1万人あたり1.08人)



総面積 約947,800km²

(日本の総面積
約378,000 km²)

＜カナダの熱波定義＞

猛暑の標準的な定義はなく、欧州の研究プロジェクトEuroHEATは、熱波を「最高体感温度と最低気温が月別分布の90パーセンタイル以上の期間が少なくとも2日間あること」と定義している。カナダ環境局の熱波の定義は、「最高気温が32℃以上の期間が3日間以上連続して発生」である。生理学に基づいた定義では、極端な暑さは「特定の集団の罹患率や死亡率の上昇と関連することが観察される閾値と期間」とされている。(※2)

(※1) [Extreme Heat and Human Mortality: A Review of Heat-Related Deaths in B.C. in Summer 2021](https://www2.gov.bc.ca/assets/gov/birth-adoption-death-marriage-and-divorce/deaths/coroners-service/death-review-panel/extreme_heat_death_review_panel_report.pdf)
https://www2.gov.bc.ca/assets/gov/birth-adoption-death-marriage-and-divorce/deaths/coroners-service/death-review-panel/extreme_heat_death_review_panel_report.pdf
(※2) [Heat Alert and Response Systems to Protect Health: Best Practices Guidebook](https://www.canada.ca/content/dam/hc-sc/migration/hc-sc/ewh-sent/alt_formats/pdf/pubs/climat/response-intervention/response-intervention-eng.pdf)
https://www.canada.ca/content/dam/hc-sc/migration/hc-sc/ewh-sent/alt_formats/pdf/pubs/climat/response-intervention/response-intervention-eng.pdf

2022年7月中旬に発生した欧州の熱波

	熱波期間中の 最高気温	概要
イギリス	40.3℃ (7月19日、 東部コニングスビー)	● 死亡者数 3,200人以上（人口約6,700万人） ● 保健安全保障庁（UKHSA）と気象庁（Met Office）等は、気温の警告レベル「レベル4：非常事態」を初めて発出した。 ● 鉄道運休、空港滑走路の閉鎖、政府が国民に対し自宅待機を要請した。 ● 7月19日に観測史上初めて40℃を超えた。
スペイン	43.6℃ (7月12日、13日、 南部コルドバ)	● 死亡者数 約4,000人（人口約4,700万人） ● 山火事の影響で3,000人が避難した。
ポルトガル	44.2℃ (7月13日、 南東部エボラ)	● 死亡者数 1,000人以上（人口約1,000万人）
フランス	42.4℃ (7月18日、カゾー)	● フランス南西部では、山火事により約2万ヘクタールの森林が焼失し、約3万7,000人が避難した。
ドイツ	40.1℃ (7月20日、 ハンブルク)	● 死亡者数 約4,500人（人口約8,300万人）

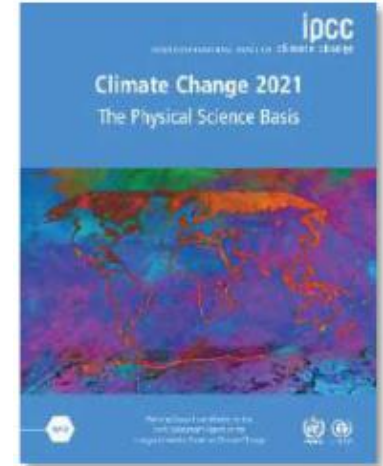
※気象庁、報道ベース、ドイツ気象局、WHO Regional Director for Europe（死亡者数については2022/11/7時点）から環境省調べ
Statement – Climate change is already killing us, but strong action now can prevent more deaths
<https://www.who.int/europe/news/item/07-11-2022-statement---climate-change-is-already-killing-us-but-strong-action-now-can-prevent-more-deaths>

「地球温暖化」と「極端な高温」の関係

IPCC：気候変動に関する政府間パネル
(Intergovernmental Panel on Climate Change)

科学的中立性を重視しながら**気候変動に関する最新の科学的知見を評価**し取りまとめた「評価報告書」を、1990年から5～8年ごとに公表している。

2021年7月現在、195の国等が参加。



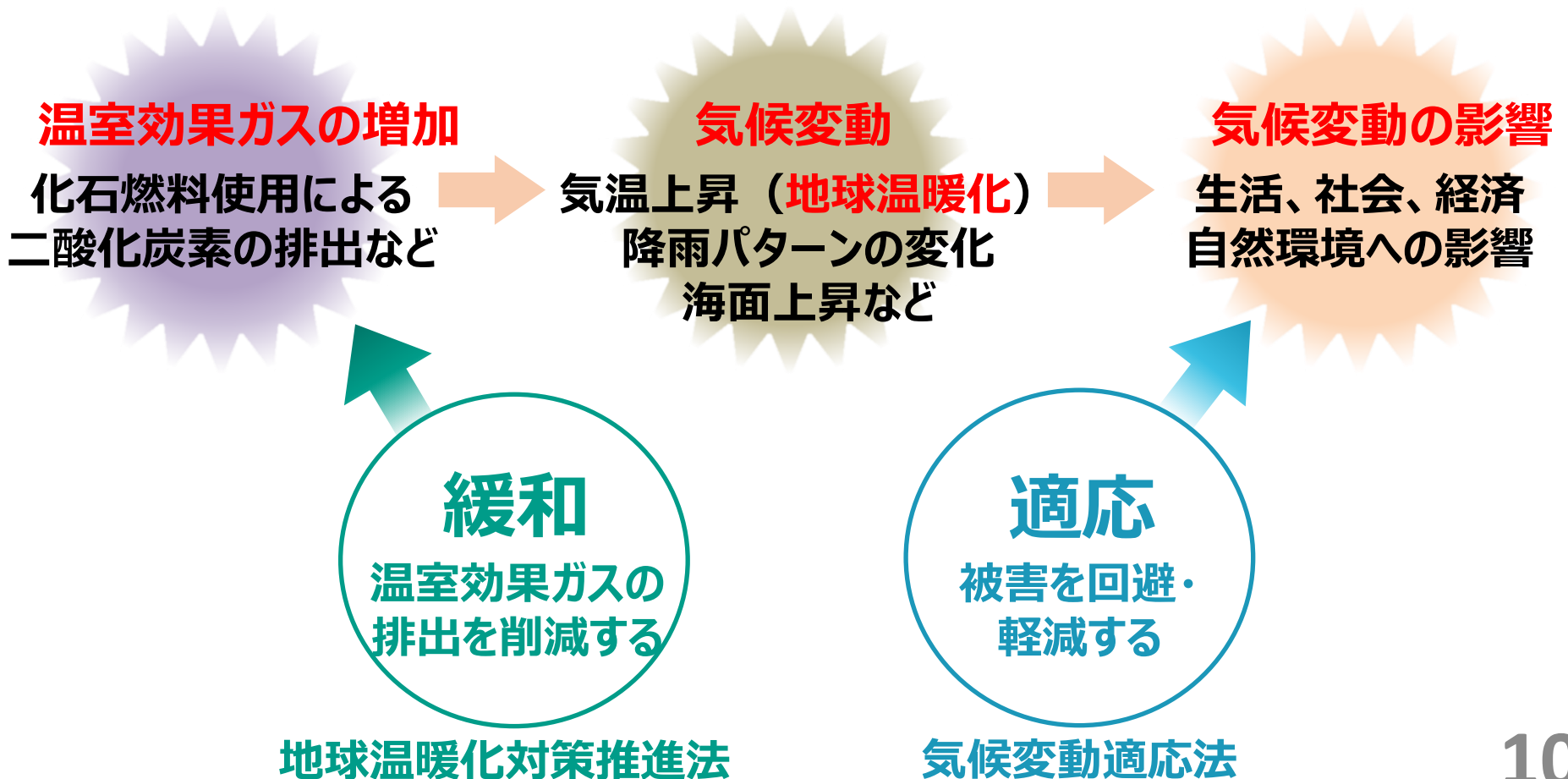
➤ 極端な高温等が起こる**頻度とそれらの強度**が、地球温暖化の進行に伴い**増加すると予測**。

極端現象の種類	現在 (+1℃)	+1.5℃	+2.0℃	+4.0℃
極端な高温 (10年に1回の現象)	2.8倍	4.1倍	5.6倍	9.4倍
極端な高温 (50年に1回の現象)	4.8倍	8.6倍	13.9倍	39.2倍

気候変動対策：緩和と適応は車の両輪

緩和：気候変動の原因となる温室効果ガスの排出削減対策

適応：既に生じている、あるいは、将来予測される
気候変動の影響による被害の回避・軽減対策



改正気候変動適応法の概要

公布日：令和5年5月12日

気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するため、**気候変動適応法**を改正し、熱中症に関する政府の対策を示す**実行計画**や、熱中症の危険が高い場合に国民に注意を促す**特別警戒情報**を法定化するとともに、特別警戒情報の発表期間中における**暑熱から避難するための施設の開放措置**など、熱中症予防を強化するための仕組みを創設する等の措置を講じるものです。

■主な改正内容

	現状	気候変動適応法の改正により措置
国の対策	環境大臣が議長を務める熱中症対策推進会議（構成員は関係府省庁の担当部局長）で熱中症対策行動計画を策定（法の位置づけなし） （関係府省庁：内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、気象庁）	熱中症対策実行計画として法定の閣議決定計画に格上げ → 関係府省庁間の連携を強化し、これまで以上に総合的かつ計画的に熱中症対策を推進 ※熱中症対策推進会議は熱中症対策実行計画において位置づけ
アラート	環境省と気象庁とで、熱中症警戒アラートを発信（法の位置づけなし） ※本格実施は令和3年から 現行「アラート」の告知画像 	- 現行アラートを熱中症警戒情報として法に位置づけ - さらに、より深刻な健康被害が発生し得る場合に備え、一段上の熱中症特別警戒情報を創設（新規） → 法定化により、以下の措置とも連動した、より強力かつ確実な熱中症対策が可能に
地域の対策	- 海外においては、極端な高温時への対策としてクーリングシェルの活用が進められているが、国内での取組は限定的 - 独居老人等の熱中症弱者に対する地域における見守りや声かけを行う自治体職員等が不足	- 市町村長が冷房設備を有する等の要件を満たす施設（公民館、図書館、ショッピングセンター等）を指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）として指定（新規） → 指定暑熱避難施設は、特別警戒情報の発表期間中、一般に開放 - 市町村長が熱中症対策の普及啓発等に取り組む民間団体等を熱中症対策普及団体として指定（新規） → 地域の実情に合わせた普及啓発により、熱中症弱者の予防行動を徹底

1. 政府による熱中症対策実行計画の策定

【第1条関係】気候変動適応法第16条

- ◆ 政府は、気候変動適応計画に即して、熱中症対策の集中的かつ計画的な推進を図るため、**熱中症対策の実行に関する計画（熱中症対策実行計画）を定めなければならない。**
- ◆ 環境大臣は、熱中症対策実行計画の案を作成し、**閣議の決定を求めなければならない。**

※熱中症対策：気候変動適応のうち、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するために国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業者若しくは国民が行う取組をいう。

現行

環境大臣が議長を務める
熱中症対策推進会議（構成員は
関係府省庁の担当部局長）において、
熱中症対策行動計画を策
定（法の位置づけなし）

※関係府省庁：内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、
厚生労働省、農林水産省、経済産業省、
国土交通省、気象庁

※熱中症対策行動計画：令和3年3月策定（令和4年4月改定）

改正後

熱中症対策実行計画として**法定の閣議決定計画に格上げ**

→関係府省庁間の連携を強化し、これまで以上に総合的かつ計画的に、**政府一体となった熱中症対策**を推進

- 例）
- ・ 熱中症予防に関する普及啓発
 - ・ 一般住宅や公共施設等におけるエアコンの普及促進
 - ・ 施設管理者（学校、スポーツ施設、事業所等）が行う熱中症対策の促進
 - ・ 救急搬送等情報の的確・迅速な把握

2. 熱中症特別警戒情報の発表及び周知

【第1条関係】気候変動適応法第18条及び第19条

【熱中症警戒情報】

- ◆ 環境大臣は、気温が著しく高くなることにより熱中症による健康被害が生ずるおそれがある場合と認めるときは、期間及び地域を明らかにして、被害発生を警戒すべき旨の情報を発表し、報道機関の協力を求めて、一般に周知させなければならない。

【熱中症特別警戒情報】

- ◆ 環境大臣は、気温が特に著しく高くなることにより熱中症による重大な健康被害が生ずるおそれがある場合と認めるときは、期間、地域等を明らかにして、被害発生を特に警戒すべき旨の情報を発表し、都道府県知事に通知し、報道機関の協力を求めて、一般に周知させなければならない。
- ◆ 都道府県知事は、当該通知を受けたときは、市町村長（特別区の区長を含む。）にその旨を通知しなければならない。また、市町村長は当該通知を住民等へ伝達しなければならない。

現行

環境省・気象庁にて、**熱中症警戒アラート**を発信
(法の位置づけなし)

※本格実施は令和3年から

令和4年度の実績（全国）

発表地域：46地域/58地域
発表日数：85日/183日
延べ発表回数：889回
※4/27～10/26

（参考）令和3年度の実績

発表地域：53地域/58地域
発表日数：75日/183日
延べ発表回数：613回
※4/28～10/27

改正後

現行の熱中症警戒アラートを**熱中症警戒情報**として法に位置づけるとともに、より深刻な健康被害が発生し得る場合に備え、一段上の**熱中症特別警戒情報**を創設

→法定化により、他の措置とも連動した、**より強力かつ確実な熱中症対策が可能に**

(参考) 現行「熱中症警戒アラート」について

令和5年度は4月26日(水)から10月25日(水)まで実施



環境省

×



気象庁

熱中症警戒アラート

環境省・気象庁が新たに提供する、暑さへの「気づき」を呼びかけるための情報。熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に発表し、国民の熱中症予防行動を効果的に促す。

1. 背景

- 熱中症による**死者数・救急搬送人員**は高い水準で推移しており、気候変動等の影響を考慮すると**熱中症対策は極めて重要**



2. 発表方法

- 高温注意情報を、熱中症の発生との相関が高い**暑さ指数 (WBGT)**を用いた新たな情報に置き換える

暑さ指数 (WBGT) とは、人間の熱"うらみ"に影響の大きい

気温 湿度 輻射熱



の3つを取り入れた暑さの厳しさを示す指標です。

※各地域の暑さ指数は環境省の熱中症予防情報サイト参照



3. 発表の基準

- 府県予報区内のどこかの地点で暑さ指数 (WBGT) が**33以上になると予測した場合に発表**

暑さ指数 (WBGT)	注意すべき生活活動の目安 ⁽¹⁾	日常生活における注意事項 ⁽¹⁾	熱中症予防運動指針 ⁽²⁾
33℃以上	すべての生活活動で注意すべき危険性	屋外活動は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	運動は中止。特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合は中止する。
28~31℃	すべての生活活動で注意すべき危険性	外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	運動は中止。特別の場合以外は運動を中止する。
25~28℃	中程度の生活活動で注意すべき危険性	運動や激しい作業をする時は定期的に水分と塩分を摂取する。熱中症の兆候に注意する。	運動は中止。特別の場合以外は運動を中止する。
21~25℃	強い生活活動で注意すべき危険性	一般に危険性は少ないが、激しい運動や激しい作業をする時は定期的に水分と塩分を摂取する。熱中症の兆候に注意する。	運動は中止。特別の場合以外は運動を中止する。

注1) 日本気象学会指針より引用
注2) 日本スポーツ協会指針より引用

4. 発表の地域単位・タイミング

<地域単位>

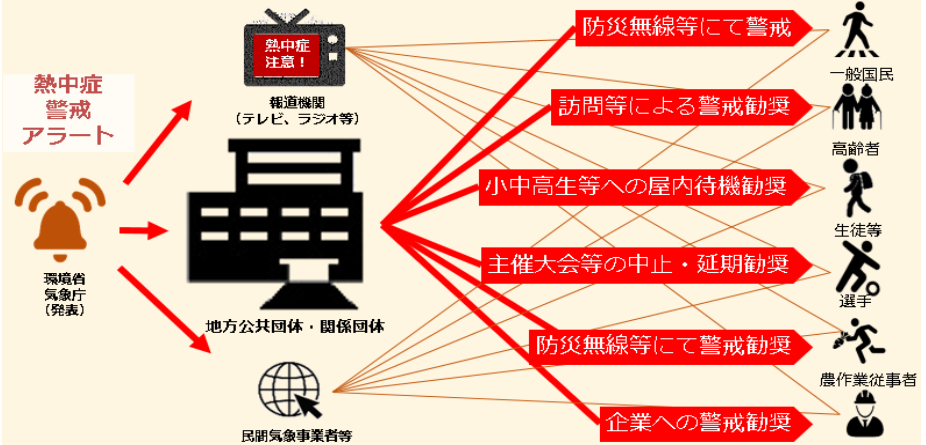
- 気象庁の**府県予報区等単位**で発表
- 該当府県予報区内の観測地点毎の予測される暑さ指数 (WBGT) も情報提供



<タイミング>

- 前日の17時頃及び当日の朝5時頃**に最新の**予測値**を元に発表
- 報道機関の夜及び朝のニュースの際に報道いただくことを想定
- 「気づき」を促すものであるため、一度発表したアラートはその後の予報で基準を下回っても取り下げない

5. 情報の伝達方法 (イメージ)



※ 農業従事者向けの「MAFFアプリ」や訪日外国人旅行者向けの「Safety tips」、LINE公式アカウントをはじめとしたSNSアカウント等も活用し、情報を発信。

6. 発表時の熱中症予防行動例

- 熱中症の危険性が極めて高くなると予測される日の前日または当日に発表されるため、**日頃から実施している熱中症予防対策を普段以上に徹底することが重要。**

(例)

- 不要不急の外出は避け、昼夜を問わずエアコン等を使用する。
- 高齢者、子ども、障害者等に対して周囲の方々から声かけをする。
- 身の回りの暑さ指数 (WBGT) を確認し、行動の目安にする。
- エアコン等が設置されていない屋内外での運動は、原則中止/延期をする。
- のどが渇く前にこまめに水分補給するなど普段以上の熱中症予防を実践する。



7. 令和4年度の実績 (全国)

発表地域: **46地域/58地域**

発表日数: **85日/183日**

延べ発表回数: **889回**

※4/27~10/26

(4月第4水曜から10月第4水曜まで)

【参考】令和3年度の実績

発表地域: **53地域/58地域**

発表日数: **75日/183日**

延べ発表回数: **613回**

※4/28~10/27

(4月第4水曜から10月第4水曜まで)

※令和3年から全国運用開始

3. 指定暑熱避難施設制度の創設

【第1条関係】気候変動適応法第21条

- ◆ **市町村長は、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、市町村内の冷房設備を有する施設を指定暑熱避難施設として指定することができる。**
- ◆ 指定暑熱避難施設の管理者は、**熱中症特別警戒情報が発表されたときは、その期間中、指定暑熱避難施設を開放**しなければならない。

※指定暑熱避難施設は、あらかじめ公表される「開放することができる日及び時間帯」において開放されることとなる。

現行

国内での取組は限定的
(海外においては、
極端な高温時への対策
としてクーリングシェ
ルターの活用が進めら
れている)

※米国疾病予防管理センター(CDC)からは、クーリングシェルターは熱中症予防のために有効な対策の一つであり、冷房の効いた施設で体温を適切に保つことは熱中症による死者数等を下げるものとの報告がなされている。

改正後

市町村長が、冷房設備を有する等の要件を満たす施設（公民館、図書館、ショッピングセンター等）を**指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）**として指定できることとする。

指定暑熱避難施設は、熱中症特別警戒情報の発表期間中に一般に開放

→暑さをしのげる場を確保することで、極端な高温時における熱中症による重大な被害の発生を防止

(参考) クーリングシェルターの国内外の事例

【国内事例】

クーリングシェルター等が自治体内に設置
されている市区町村数
⇒ 125/592 (21%) (令和4年環境省調べ)

➤ 熊谷市「まちなかオアシス事業」

期間：6月1日から9月末日まで
場所：市内22の公共施設(庁舎、公民館、文化施設)



写真提供：熊谷市
(2019年)

➤ 品川区「避暑シェルター」事業

期間：毎年7月1日から9月末日まで
場所：区内61の公共施設(地域センター(区役所支所)、児童センター、
シルバーセンター、保健センター等)



写真提供：品川区

【海外事例】

➤ 米国オレゴン州におけるクーリングセンター事例

出典：<https://www.telegraph.co.uk/global-health/climate-and-people/heat-domes-explained-pacific-northwest-experiencing-record-breaking/>



➤ カナダの事例（2021年熱波発生時のクーリングセンターの運営実績）

○バンクーバー市

市内10か所(図書館、公民館)で運営
運営主体：バンクーバー市危機管理部門

○カムループス市

アイスホッケーリンク(写真)を12時~20時まで開設。2021年は350人が利用。



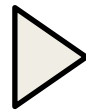
4. 熱中症対策普及団体の指定

【第1条関係】気候変動適応法第23条及び第30条

- ◆ **市町村長は**、NPO法人等の**民間団体**であって、以下の事業を適正かつ確実に行う者を、**熱中症対策普及団体として指定することができる**。
 - ①熱中症対策について、事業者及び住民に対する**普及啓発**を行うこと。
 - ②熱中症対策について、住民からの相談に応じ、**必要な助言**を行うこと。
- ◆ 熱中症対策普及団体は、地域住民の生活実態を踏まえた事業を行うことから、当該団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、事業に関して知り得た**秘密を漏らしてはならない**。(罰則：30万円以下の罰金)

現行

独居老人等の熱中症弱者
に対する地域における
見守りや声かけを行う
自治体職員等が不足



改正後

市町村長が、熱中症対策の普及啓発等に取り組む民間団体等（NPO等）を**熱中症対策普及団体**として指定できることとする。

→**地域の実情**に合わせた普及啓発により、
熱中症弱者（高齢者等）の熱中症予防行動を徹底

(参考) 熱中症対策に係る地域の民間団体の活動事例

NPO法人・社会福祉法人等



- 在宅訪問を行い、居住者の状況や体調を確認する等熱中症予防に関する声かけ・見守りを実施
- 高齢者向けの健康教室、体操教室にて熱中症予防に関する声かけを実施

民間企業

- 自社製品・サービスの特性や企業の持つ人材・資源を活かし、自治体の熱中症対策を強力にサポート（対策へのアドバイス、研修等の実施）

一般社団法人

- 熱中症予防を考えるイベント・ワークショップを開催

目 標

中期的な目標（2030年）として、**熱中症による死亡者数が、現状(※)から半減**することを目指す。

（※ 5年移動平均死亡者数を使用、令和4年（概数）における5年移動平均は1,295名）

計画期間 **おおむね5年間**

推進体制

熱中症対策推進会議（議長：環境大臣、構成員：関係府省庁の局長級）において、計画の実施状況確認・検証・改善、及び新たな施策を検討するとともに、極端な高温の発生時の政府一体的な体制を構築する。

関係者の基本的役割

国：集中的かつ計画的な熱中症対策の推進、関係府省庁間及び地方公共団体等との連携強化、熱中症と予防行動に関する理解の醸成

地方公共団体：庁内体制を整備しつつ、主体的な熱中症対策を推進

事業者：消費者等の熱中症予防につながる事業活動の実施、
労働者の熱中症対策

国民：自発的な熱中症予防行動や、周囲への呼びかけ、
相互の助け合いの実施

熱中症対策実行計画（概要）②

令和5年5月30日閣議決定

熱中症対策の具体的な施策

1. 命と健康を守るための普及啓発及び情報提供

- 熱中症予防強化キャンペーンの実施
- シーズン前のエアコン点検・試運転の普及啓発
- 電力需給ひっ迫時等においても、節電にも配慮したエアコンの適切な使用の呼びかけ
- 熱中症警戒情報を発表し、各種ルート、ツールを通じて、国民に広く届け、熱中症予防行動を促す
- 救急搬送人員の取りまとめ、公表

2. 高齢者、子ども等の熱中症弱者のための熱中症対策

- 熱中症対策普及団体や、福祉等関係団体、孤独・孤立対策に取り組む関係団体等を通じた見守り・声かけ強化
- エアコン利用の有効性の周知

3. 管理者がいる場等における熱中症対策

- 【学 校】○危機管理マニュアル等に基づく対応の実施
○教室等へのエアコン設置支援
- 【職 場】○暑さ指数を活用した熱中症予防実施
- 【スポーツ】○スポーツ施設のエアコン設置支援
- 【災害発生時】○エアコン未設置の避難所への迅速なエアコンや非常用電源の供給支援
- 【農作業】○農作業安全確認運動を通じた普及啓発

4. 地方公共団体及び地域の関係主体における熱中症対策

- 地方公共団体における体制整備
- 指定暑熱避難施設の指定や暑熱から避けるためエアコンのある施設や場の確保
- 指定暑熱避難施設の確保時における再エネや蓄電池等の活用
- 熱中症対策普及団体の指定等、民間の力を活用した熱中症弱者の見守り・声かけ強化
- 地方公共団体向けの研修会等の実施

5. 産業界との連携

- 消費者等への普及啓発、商品開発への協力依頼

6. 熱中症対策の調査研究の推進

- 高温等に関する情報の提供に向けて、予測技術等の改善

極端な高温発生時の対応

7. 極端な高温の発生への備え

- 地方公共団体内での関係部局間及び対応すべき関係機関の役割の明確化や連携、指定暑熱避難施設の確保や運営等に関する事前の準備を含め、体制整備が進むよう、日頃からの見守り・声かけ体制の活用や災害対策の知見・経験の共有等を通じ、支援
- 熱中症特別警戒情報に関する指針や体制の整備
- 熱中症特別警戒情報の在り方について、救急搬送に関する情報等の活用も含め検討
- 熱中症弱者の特定、所在把握、安否確認、避難誘導や、屋外活動の抑制等、見守り・声かけ体制や災害対策の仕組み等を参考に検討

8. 熱中症特別警戒情報の発表・周知と迅速な対策の実施

- 熱中症特別警戒情報を広く国民に届け、予防行動を呼びかける
- 指定暑熱避難施設の開放・適切な運用の確認
- 地方公共団体における対策の迅速な実施への協力

実行計画の実施と見直し

- 実行計画は、気候変動の状況、熱中症の今後の推移や国民世論の動向等を見据え、**更なる対策の追加や強化について引き続き検討**。極端な高温発生時の推進体制も検討結果に応じ見直し。

民間事業者・団体との連携

◆ 企業・団体のホームページにおける、熱中症対策に関する情報発信

◆ 企業・団体と連携した取組

＜各種普及啓発コンテンツを活用した周知・情報提供活動＞



鉄道事業者による主要駅でのポスター掲示



まちなかの大型ビジョンでの情報発信

＜事業者との連携協定の締結＞

- 7月24日（月）に大塚製薬と熱中症対策の推進に関する連携協定を締結。
- 国民への一層の熱中症予防行動の定着及び地域における熱中症対策の更なる推進を図ることで、熱中症による死亡者数を減少させるために協働することで合意。

民間事業者との取組については、熱中症予防情報サイトにも掲載し、連携事例を広く周知。

7月26日（水）時点で16社・団体の取組を掲載。



協定締結式の様子
(左：大塚製薬 井上眞社長、右：西村環境大臣)

令和5年度第2回気候変動適応セミナー 熱中症対策シンポジウム2023

現場での熱中症対策事例を紹介

- ◆ 建設現場における取組事例・課題（大和ハウス工業株式会社）
- ◆ スポーツの現場における気象条件の活用
（日本サッカー協会技術委員会）

<https://adaptation-platform.nies.go.jp/archive/conference/2023/0719/index.html>



熱中症予防情報サイト

民間事業者の熱中症予防に関する取組について紹介

https://www.wbgt.env.go.jp/private_sector.php



熱中症対策の一層の強化に関する地方自治体への協力依頼

熱中症対策の一層の強化のための気候変動適応法改正の内容・趣旨につき、すべての関係府省庁から地方自治体の関係部局へそれぞれ協力を要請する事務連絡を発出。

➤ 事務連絡「熱中症対策の一層の強化について（協力依頼）」

- ・発出時期：6月23日～7月前半 ※府省庁ごとに異なる。
- ・関係府省庁：内閣官房、内閣府、こども家庭庁、消防庁、文部科学省、スポーツ庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、観光庁、気象庁、環境省

【事務連絡の主な内容】

地方公共団体における庁内体制・連携強化等

地域における熱中症対策の強化のためには、地方自治体を中心とした住民への見守り・声かけといった直接的な働きかけや対策が有効。こうした取組を実施するため、地方自治体において以下の対応が必要。

（１）熱中症対策強化のための庁内体制の確立

熱中症対策は地方自治体内の多くの関係部署にまたがる。首長の主導の下、各部局それぞれの役割を明確にし、庁内の取りまとめの部局を定める等、庁内の連携・協力体制整備が不可欠。

（２）全ての関係部局の取組の推進

一部の部局のみならず、地方自治体内のすべての関係部局が連携して対策を進めていくことが重要。

（３）改正気候変動適応法の全面施行に向けた準備

改正気候変動適応法の全面施行に向けて、新たな追加された事務の対応に向けた準備の検討を進めることが必要。

熱中症予防強化キャンペーンへの協力願い

高齢者等の住民に対して、政府作成のポスターやリーフレットを活用し、エアコンの適切な利用等、積極的な熱中症予防行動等の呼びかけを行っていただくことが重要。

ご清聴ありがとうございました